

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第3回）

北海道信用金庫

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

(1) 所定外労働時間の削減推進（最終在庫時間管理制度の継続実施）

<対策>

- ①～パソコン等の起動時間・終了時間・休日使用不可等の強制規制の継続実施
- ②～庫内報、部店長会議、人事労務研修会の開催等による周知・啓発の実施

(2) 平成32年3月末までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間
8.5日以上とする。

<対策>

- ①～庫内報、部店長会議等による周知・啓発の実施、所定外労働の実態、原因の分析
等を行う
- ②～職員組合との協議により、取得推進を図る
- ③～具体的推進案の検討

(3) 育児休業の取得推進

<対策>

- ①～庫内報、部店長会議等による周知・啓発の実施
- ②～管理職向け人事労務研修の開催

(4) インターンシップ等を通じた若年者への就労支援等の推進

<対策>

- ①～各大学へ出張講義・説明会の実施
- ②～小・中学生の職業体験の受け入れ

以上